

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(第5編における定義)</p> <p>第1001条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>この編において、預託口数とは、指定振替機</u> <u>関に預託されている外国ETF又は外国商品現</u> <u>物型ETFに係る証券の数量をいう。</u></p>	<p>(第5編における定義)</p> <p>第1001条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第2条の規定にかかわらず、この編において、</u> <u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定</u> <u>めるところによる。</u> <u>(1) 預託口数 指定振替機関に預託されて</u> <u>いる外国ETF又は外国商品現物型ETFに</u> <u>係る証券の数量をいう。</u> <u>(2) 特定外貨建等証券投資信託 法人税法</u> <u>施行令(昭和40年政令第97号)第19条</u> <u>の2第1項に規定する特定外貨建等証券投資</u> <u>信託をいう。</u></p>
<p>(上場審査基準の取扱い)</p> <p>第1106条 <u>規程第1104条第1項第2号e</u> <u>の(b)(同条第2項第1号、同条第3項第1</u> <u>号、同条第4項第1号、同条第5項第1号又は</u> <u>同条第6項による場合を含む。)に規定する施</u> <u>行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場</u> <u>合をいう。</u> <u>(1) 監査報告書(最近1年間(「最近」の</u> <u>計算は、新規上場申請日の直前計算期間又は</u> <u>直前営業期間の末日を起算日としてさかのぼ</u> <u>る。以下同じ。))に終了する計算期間又は営</u> <u>業期間の財務諸表等に添付されるものを除</u> <u>く。)において、公認会計士等の「意見の表</u> <u>明をしない」旨が記載されている場合であっ</u> <u>て、当該記載の理由が天災地変等、ETFの</u> <u>新規上場を申請した者の責めに帰すべからざ</u> <u>る事由によるものである場合</u> <u>(2) その他当取引所が適当と認める場合</u> (削る)</p>	<p>(上場審査基準の取扱い)</p> <p>第1106条 <u>規程第1104条第1項第2号に</u> <u>規定する施行規則で定める投資信託とは、特定</u> <u>外貨建等証券投資信託以外の投資信託とする。</u></p> <p>2 <u>規程第1104条第1項第2号eの(b)(同</u></p>

	<p><u>条第2項第1号、同条第3項第1号、同条第4項第1号、同条第5項第1号又は同条第6項による場合を含む。)</u>に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) <u>監査報告書(最近1年間(「最近」の計算は、新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。))に終了する計算期間又は営業期間の財務諸表等に添付されるものを除く。)</u>において、公認会計士等の「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であつて、当該記載の理由が天災地変等、ETFの新規上場を申請した者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合</p> <p>(2) <u>その他当取引所が適当と認める場合</u></p>
2 (略)	3 (略)
3 (略)	4 (略)
4 (略)	5 (略)
5 (略)	6 (略)
<p>6 規程第1104条第5項第2号cに規定する施行規則で定める計算期間とは、<u>第3項各号</u>に掲げる計算期間に準じた計算期間をいい、規程第1104条第5項第2号dに規定するその他施行規則で定める事項とは、原則として、前項各号に掲げる事項をいう。</p> <p>(上場ETFに関する情報の開示の取扱い)</p>	<p>7 規程第1104条第5項第2号cに規定する施行規則で定める計算期間とは、<u>第5項各号</u>に掲げる計算期間に準じた計算期間をいい、規程第1104条第5項第2号dに規定するその他施行規則で定める事項とは、原則として、前項各号に掲げる事項をいう。</p> <p>(上場ETFに関する情報の開示の取扱い)</p>
第1109条 (略)	第1109条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
<p>5 規程第1107条第2項第2号bの(g)の3に規定するこれらに相当する者として施行規則で定める者とは、<u>第1106条第4項</u>に規定する法人をいう。</p>	<p>5 規程第1107条第2項第2号bの(g)の3に規定するこれらに相当する者として施行規則で定める者とは、<u>第1106条第6項</u>に規定する法人をいう。</p>
6～8 (略)	6～8 (略)
(上場廃止基準の取扱い)	(上場廃止基準の取扱い)

第1113条 (略)

2・3 (略)

4 規程第1112条第1項第2号の3に規定するこれらに相当する者として施行規則で定める者とは、第1106条第4項に規定する法人をいう。

5～16 (略)

付 則

この改正規定は、令和元年8月13日から施行する。

第1113条 (略)

2・3 (略)

4 規程第1112条第1項第2号の3に規定するこれらに相当する者として施行規則で定める者とは、第1106条第5項に規定する法人をいう。

5～16 (略)